

【閲覧用】

小郡市

みんなですすめる

まちづくり条例（案）

令和4年
7月22日－
8月14日

前 文

みんながまちづくりの担い手です。

小郡市を未来にわたって心豊かな人の暮らしが営まれるまちにする。

それを叶えるために必要なことは、このまちに関わるひとりひとりがそれぞれの立場や状況に応じて共に暮らしを担い合うことです。

私たちは、人のつながりを大切にし、まちづくりをみんなですすめます。

原始から人の暮らしが営まれてきたこのまちは、それぞれの時代に合わせて様々な人や文化が行きかう交通の便のよさを活かして発展してきました。

また、水と緑に恵まれ、渡り鳥が飛来する、美しい自然が残っています。

七夕の里として親しまれ、花立山に登れば、宝満川が流れるまちの全景を望むことができる大きさと、互いの顔が見えて声をかけあえる人の関係を築くことができる、ちょうどいいまちです。

これから本格的な人口減少社会を迎えます。既に、多様で複雑になった社会と人の価値観によって、人々の暮らしは変化し続けています。この状況に立ち向かうために求められるのは、市民ひとりひとりが自分事としてまちづくりへの関わりを積み重ねていくことです。現に、小郡市でも地域コミュニティや市民活動団体をはじめとする様々な担い手によって、人に寄り添った活動が行われています。

まちづくりへの関わりは自分のできることから。

大げさなことではなく、あいさつや声かけなどを通して、人との関係をつくることから始まります。それをきっかけに多様な仲間たちと共に人のつながりや支え合いを育み、小郡らしいまちづくりをすすめていきましょう。

市と市民が共に手を取り合いながらみんなでまちづくりをすすめることによって、小郡市を「あらゆる人の人権が尊重され、自分らしくまちづくりに関わる人であふれる、誰もが幸福を感じられるまち」とするために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市と多様な市民がみんなでまちづくりをすすめることで、共感・共働・共創による共生社会をめざし、小郡市を「あらゆる人の人権が尊重され、自分らしくまちづくりに関わる人であふれる、誰もが幸福を感じられるまち」とするために基本的な事項を定めることを目的とします。

(基本理念)

第2条 基本理念は、次のとおりとします。

- (1) あらゆる人の人権を尊重します。
- (2) 小郡市に関わる全ての人々が担い手としてまちづくりに関わります。
- (3) まちづくりの担い手同士、対等な立場で対話を通して共に気づき学び、互いの関係を築きながら役割や責任を理解します。
- (4) まちづくりの担い手は、それぞれの思いや状態によって違う役割と、それらに伴う関わり方を認め合います。

(定義)

第3条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

(1) まちづくり

市民が住みよい地域社会をつくるために行う公平かつ公正で公益的な取組や行動のことをいいます。

(2) 市民

居住・事業の営み・通勤・通学・訪問など、小郡市に関わるあらゆる個人又は団体のことをいいます。

(3) 地域コミュニティ

地縁に基づいて組織され、住みよい地域社会をつくるために活動する自治会や校区まちづくり組織をはじめとする団体のことをいいます。

(4) 自治会

生活の基盤となる一定の地域に住む人たちにより組織され、助け合いと支え合いによって自治活動を行う団体のことをいいます。

(5) 校区まちづくり組織

主に小学校区を単位として設置され、自治会をはじめとする団体や個人が連携・協力し、主体的にまちづくりを行う団体のことをいいます。

(6) 市民活動団体

特定のテーマや思いに基づき、社会や地域の課題解決などの公益的な活動を行うことを目的に組織された非営利活動団体(NPO)やボランティアグループをはじめとする団体のことをいいます。

(市の責務)

第4条 市は、自らもまちづくりの担い手として、市民と共に地域社会に関わり、公平かつ公正な取組を推進します。

- 2 市は、多様な担い手によるまちづくりを推進するために、それぞれが心地よく活動ができる環境や支援体制をつくります。
- 3 市は、市民との対話や交流の機会を通して互いの情報や思いを共有し、まちづくりを促進する事業を行います。

(市の取組)

第5条 市は、まちづくりを推進するために、市民、地域コミュニティ及び市民活動団体に対して、次の取組を実施します。

- (1) まちづくりを行う人材の育成
- (2) まちづくりに関する情報の蓄積と発信
- (3) まちづくりに関する学習機会の提供
- (4) まちづくりの担い手の交流の場の提供
- (5) まちづくりの担い手の財政的支援
- (6) まちづくりの担い手の活動の機会と場所の提供

(市民の役割と取組)

第6条 市民は、まちづくりの担い手として、暮らす地域と人を大切に、自分のできることからまちづくりに参画しましょう。

- 2 市民は、自治会や校区まちづくり組織などの地域コミュニティや、市民活動団体などに関心を持ち、状況や思いを正しく知り、参加・協力しましょう。

(地域コミュニティの役割と取組)

第7条 地域コミュニティは、共助の担い手として地域課題の解決を図り、主体的なまちづくりの推進に努めます。

- 2 地域コミュニティは、相互理解を深めるために自らの活動を発信し、誰にとっても身近で参加・協力しやすい環境をつくるとともに、市民や市民活動団体と良好な関係を築くよう努めます。
- 3 自治会は、最も身近な住民自治組織として、地域内の支え合いや交流を通して、住みよい地域社会の形成に努めます。
- 4 校区まちづくり組織は、校区内の自治会や各種団体との連携・協力を通して、地域の実情に応じたまちづくりの推進に努めます。

(市民活動団体の役割と取組)

第8条 市民活動団体は、特性や柔軟性を活かしながら、地域の様々な課題の解決を図り、住みよい地域社会の形成に努めます。

2 市民活動団体は、相互理解を深めるために自らの活動を発信するとともに、市民や地域コミュニティと良好な関係を築くよう努めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。